

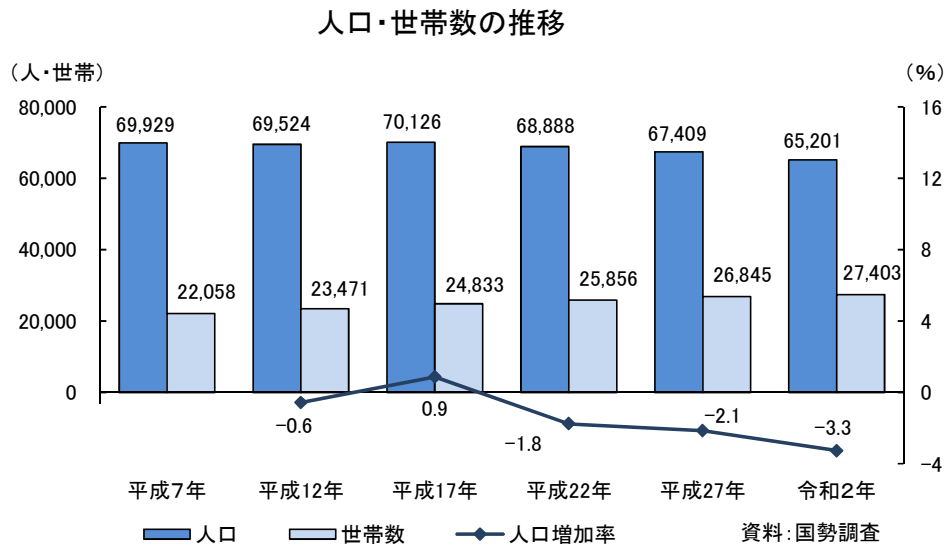
第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1. 統計からみる本市の現状

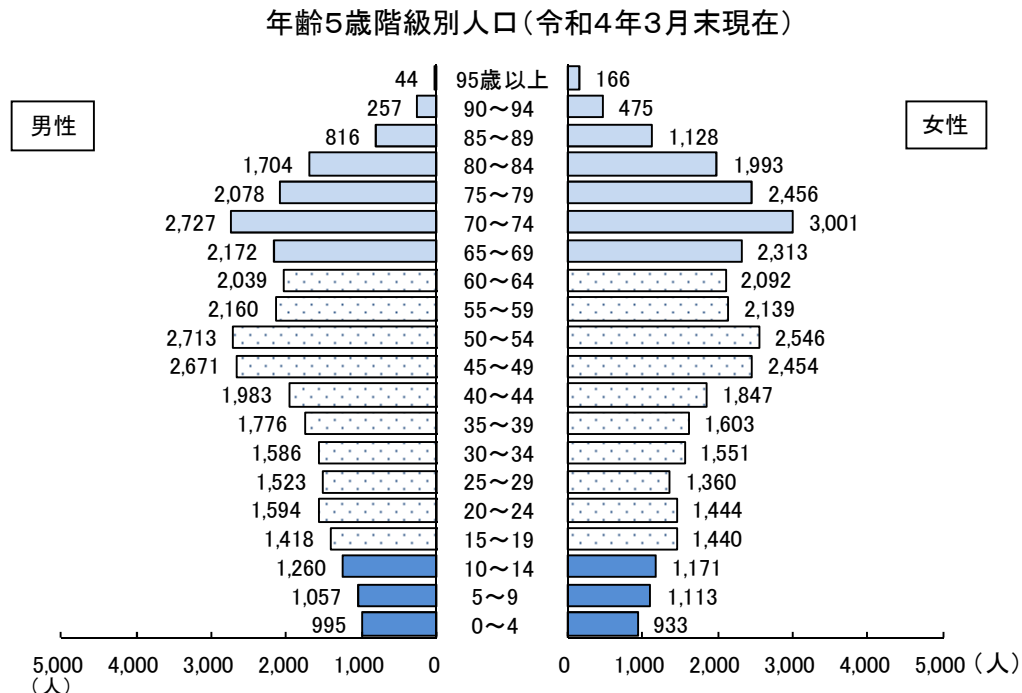
(1) 人口・世帯数の動向

ア 人口の推移

本市の人口は、令和2（2020）年10月1日現在65,201人、世帯数は27,403世帯となっています。平成17（2005）年の70,126人をピークに、以降減少傾向にあります。一方で、世帯数は増加しています。



本市の年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに70～74歳が多く、次いで50～54歳が多くなっています。また、65歳以上ではいずれの年齢階級も女性が男性を上回ります。

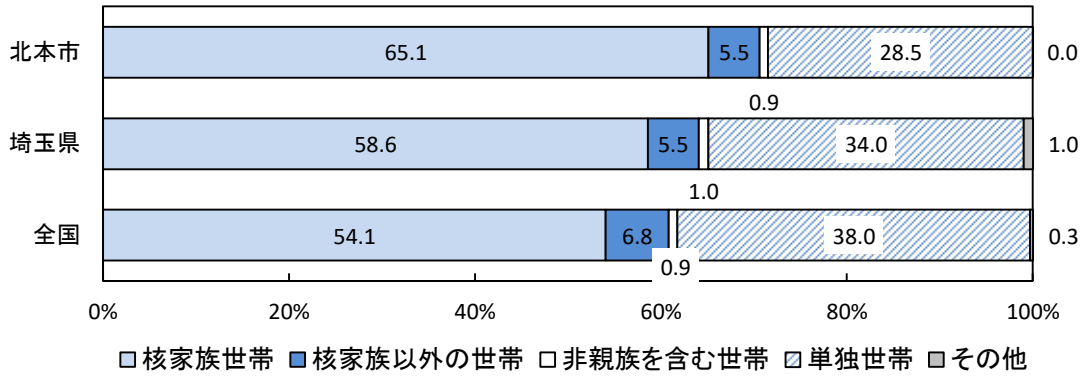


イ 世帯構成

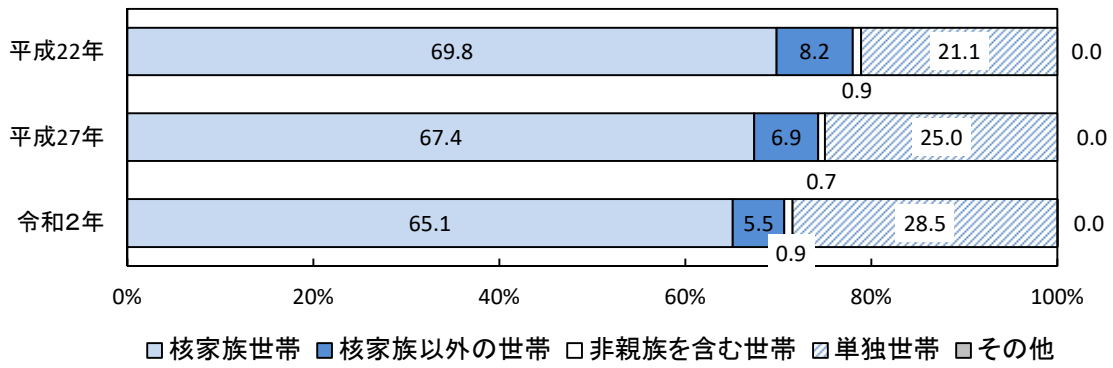
一般世帯を家族類型別にみると、本市では全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、「単独世帯」の割合が低くなっています。

一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」と「核家族以外の世帯」の比率は徐々に減少し、「単独世帯」の比率が増加しています。

一般世帯の構成比(全国・埼玉県との比較 令和2年)

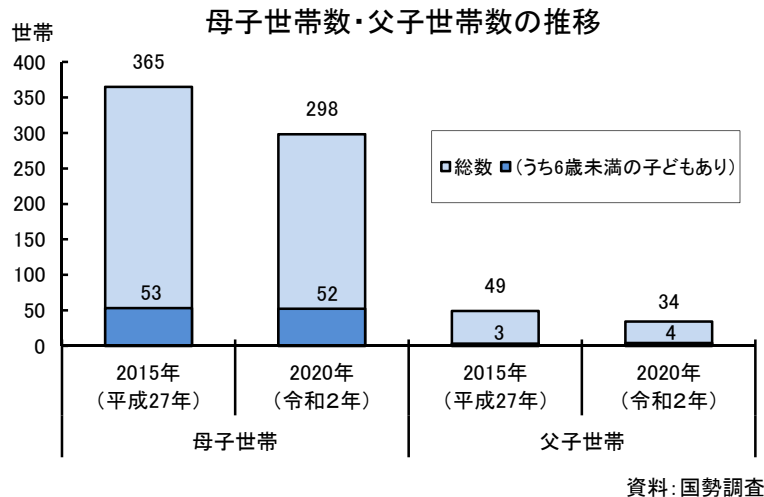


一般世帯の構成比(経年比較)



ウ 母子世帯・父子世帯

母子世帯・父子世帯の数はともに減少傾向にあります。母子世帯数は父子世帯数を大きく上回ります。また、6歳未満の子どもがいる世帯は圧倒的に母子世帯が多くなっています。



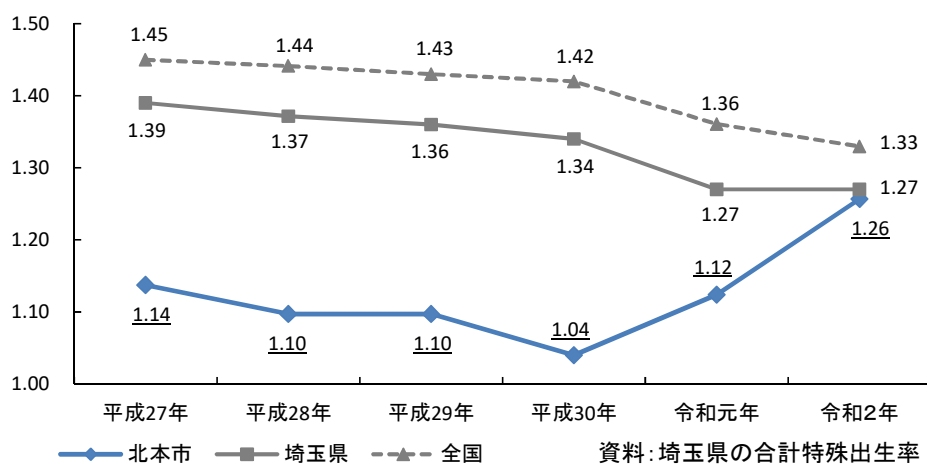
(2) 少子高齢化の進行

ア 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、本市は全国、埼玉県の値を下回って推移していましたが、令和2（2020）年では1.26と県と同水準まで回復しています。

鴻巣保健所管内の自治体と比較すると、本市の合計特殊出生率は、上尾市に次いで高い水準となっています。

合計特殊出生率の推移



鴻巣保健所管内における合計特殊出生率の順位(令和2年)

順位	市町村	合計特殊出生率
	埼玉県	1.27
1	上尾市	1.38
2	北本市	1.26
3	鴻巣市	1.20
4	桶川市	1.19
5	伊奈町	1.13

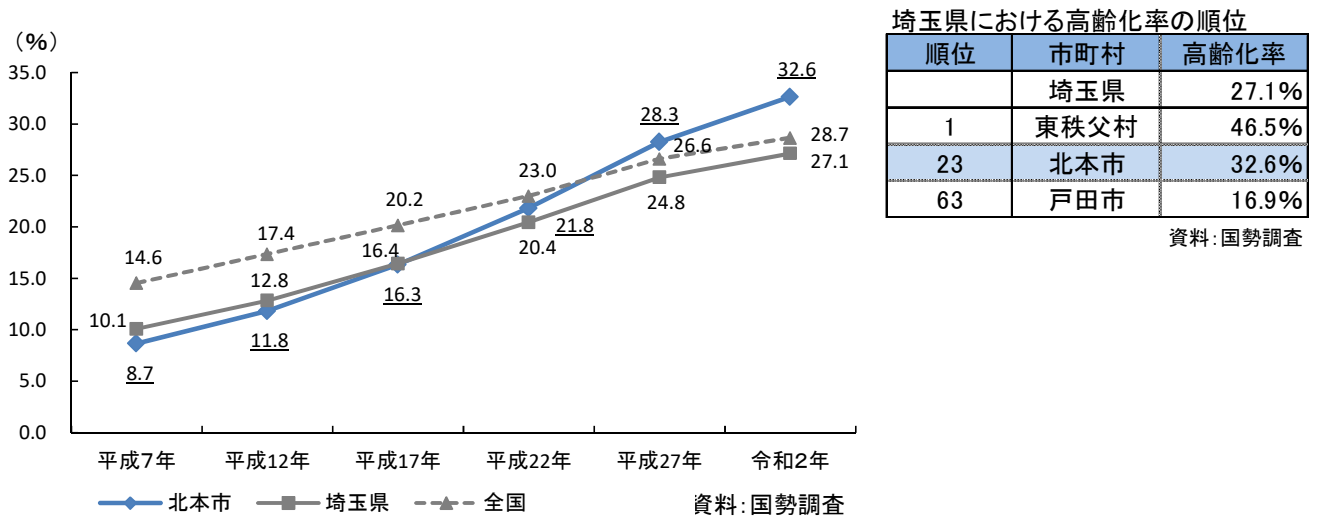
イ 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、平成27年以降、全国、埼玉県を上回って推移しており、令和2（2020）年は32.6%と全国、埼玉県の値との差が大きくなっています。

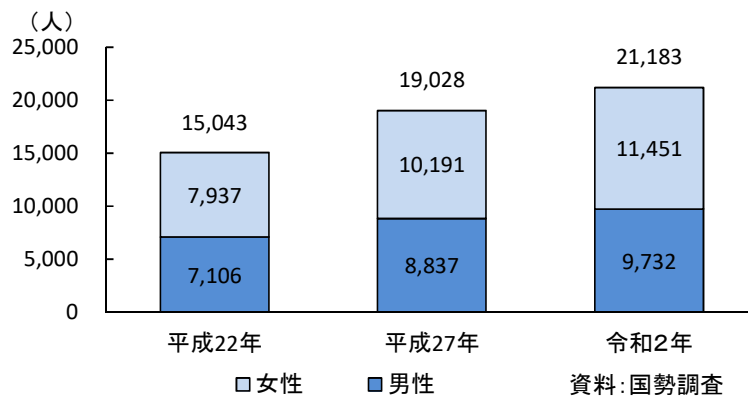
令和2（2020）年の埼玉県における高齢化率の順位をみると、本市は埼玉県で23番目に高くなっています。

また、高齢者人口の推移をみると、増加を続けており、令和2（2020）年21,183人となっています。特に、女性の人数が多く男性を約1,600人上回ります。

高齢化率の推移



高齢者人口(性別)の推移



(3) 就業の状況

ア 女性の労働力率

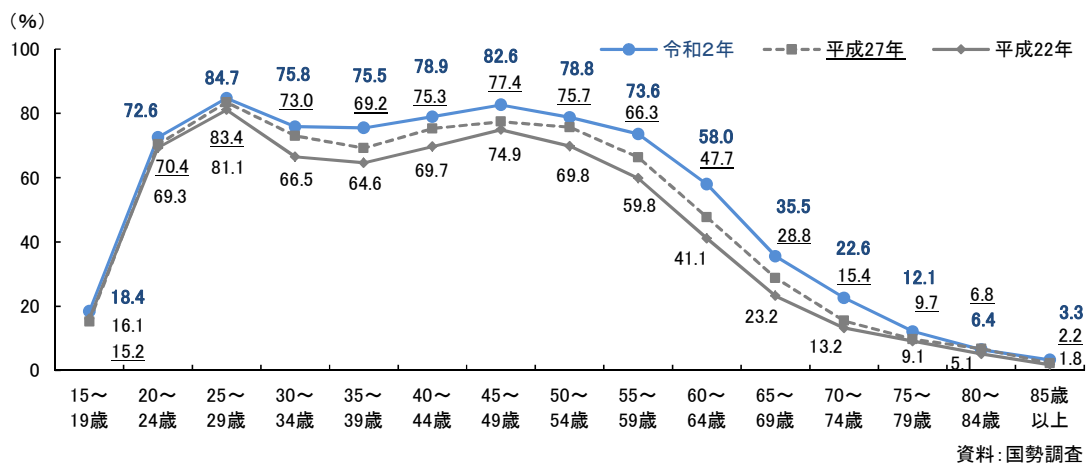
一般的に女性の労働力率は、結婚及び出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。

本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、平成 22 (2010) 年以降、80 歳以上の一部を除き、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇し、令和 2 (2022) 年最も高い値となっています。

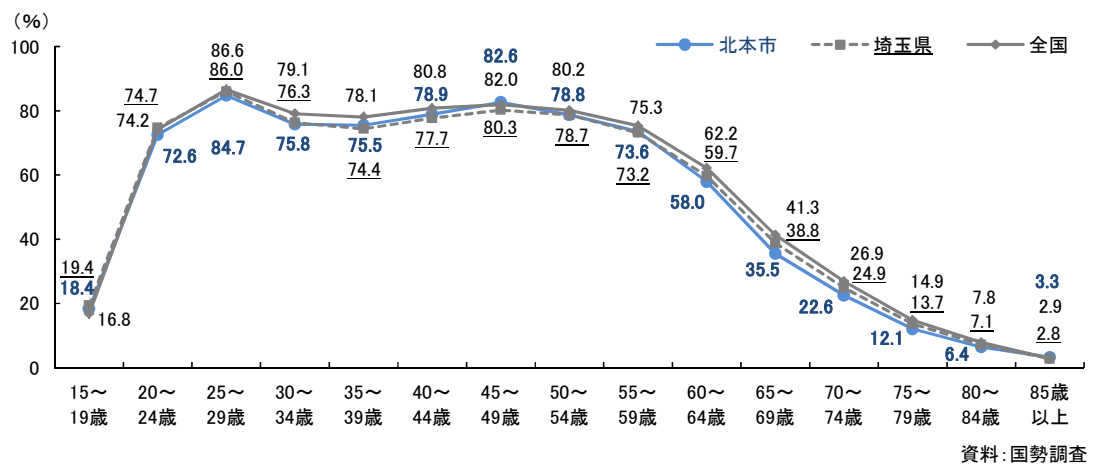
それに合わせ、「M字カーブ」の谷は浅くなり、グラフ全体の形は台形に近づきつつあります。

本市の女性の労働力率を全国及び県と比べると、生産年齢人口である 15～64 歳は概ね同水準で推移しています。

女性の年齢階級別労働力率(経年比較)



女性の年齢階級別労働力率(全国・埼玉県との比較 令和2年)

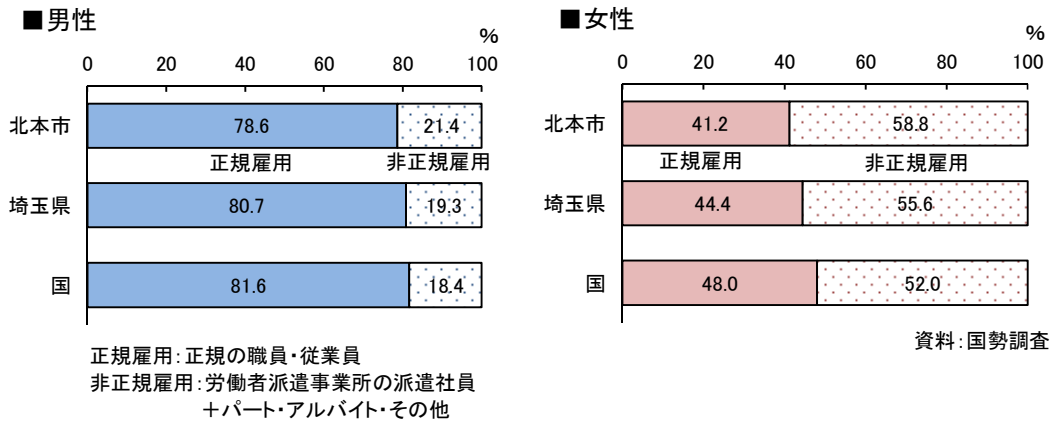


イ 雇用形態

男女別に雇用形態をみると、「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が41.2%であるのに対し、男性は78.6%と大きな差が見られます。

また、本市では全国や埼玉県よりも、女性の非正規雇用の割合が高くなっています。

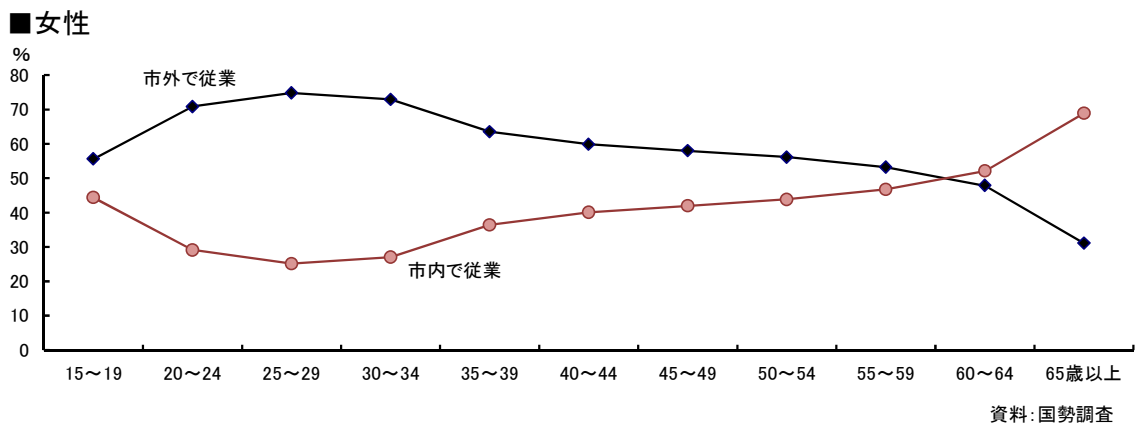
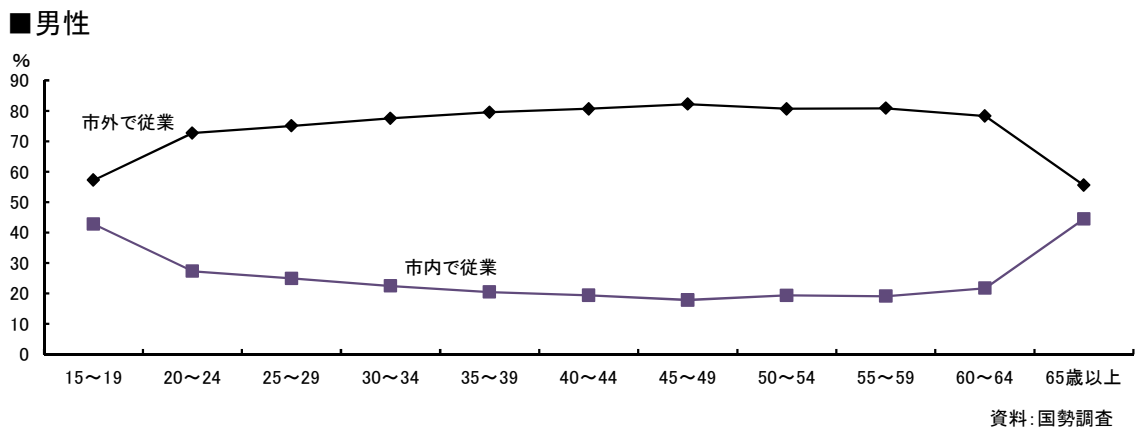
性別の雇用形態の内訳(全国・埼玉県との比較 令和2年)



ウ 市内・市外従業割合

本市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内従業割合をみると、男性は15～19歳と65歳以上を除く年齢階級で「市外で従業」の割合が6割を超え高くなっています。女性は、30歳代前半までは「市外で従業」の割合が高いものの、年代が上がるごとに「市内で従業」の割合が高くなり、60歳代前半を境に「市外で従業」を上回ります。

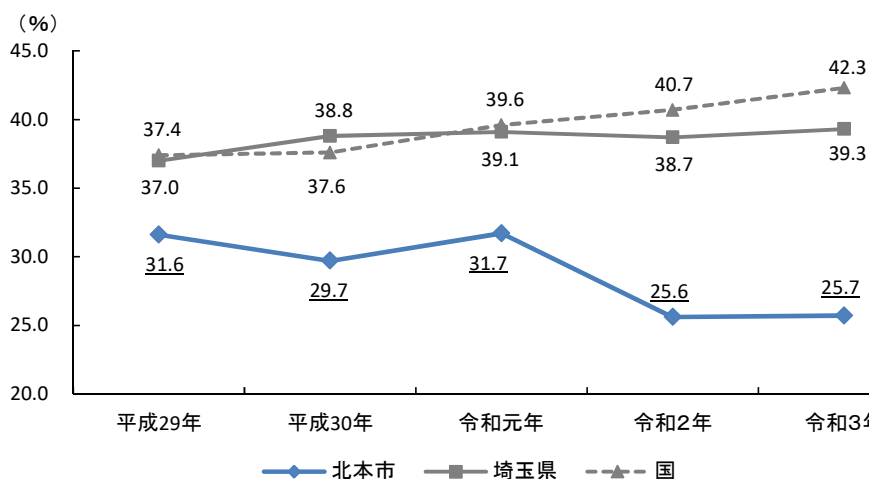
北本市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内従業割合(令和2年)



(4) 本市の審議会等の委員における女性の割合

本市の審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和2（2020）年以降は2割台で推移しており、増加又は横ばい傾向にある全国及び埼玉県との差が大きくなっています。

審議会等の委員における女性の割合



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2. 男女共同参画に関する意識の状況

(1) 調査概要

本計画の策定に向けて、今後の男女共同参画に関する取組の重要な基礎資料とするため、市民の男女共同参画に関する意識及び実態や、事業者の立場から見た男女共同参画に関する現状や課題等を把握することを目的として、令和3（2021）年10月～11月に市民を対象とした「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」（以下、「市民意識・実態調査」という。）及び11月～12月に市内事業所を対象とした「事業所アンケート調査」を実施しました。

■市民意識・実態調査

調査の概要		
調査の設計	調査対象	満18歳以上の市民
	標本数	2,000人
	抽出方法	年齢及び地域等の層化法により、住民基本台帳から男女各1,000人を無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用）
	調査期間	令和3（2021）年10月30日～11月22日
	有効回収数	953（女性521、男性417、性別無回答他15／調査票用紙による回答661、インターネット回答292）
	回収率	47.7%（女性52.1%、男性41.7%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関する意識について ・家庭生活（家事・育児・介護）と地域活動について ・ワーク・ライフ・バランスについて ・職業生活について ・配偶者等からの暴力などについて ・防災・災害対応における男女共同参画について ・性の多様性について ・北本市の男女共同参画の取組について 	

■事業所アンケート調査

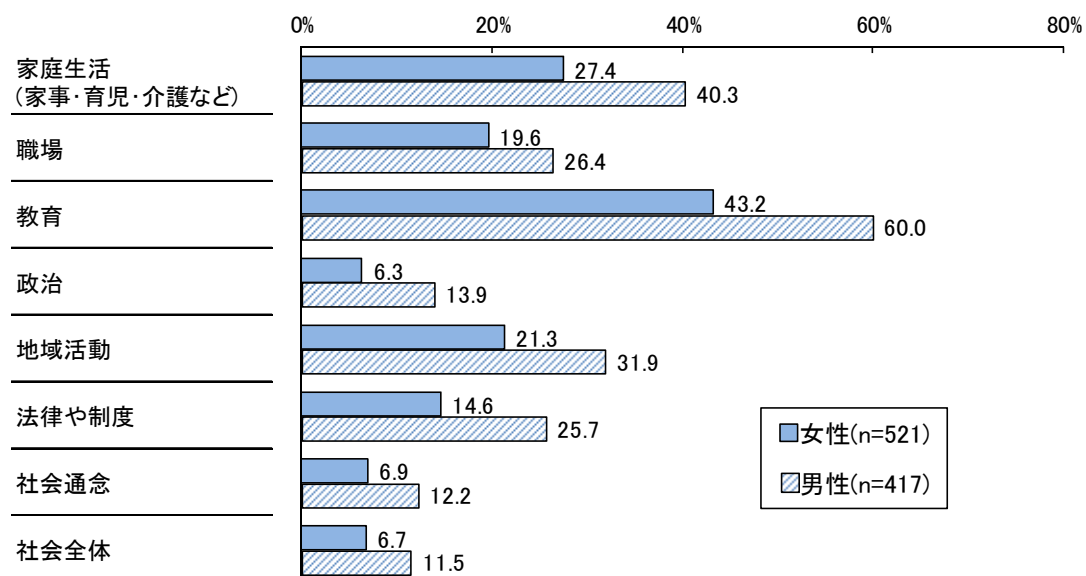
調査の概要		
調査の設計	調査対象	市内事業所
	標本数	200社
	抽出方法	市内事業所より200社を抽出（従業員数50人以上の事業所は全数配布）
	調査方法	郵送配布・郵送回収（インターネットによる回収を併用）
	調査期間	令和3（2021）年11月17日～12月6日
	有効回収数	73（調査票用紙による回答55、インターネット回答18）
	回収率	36.5%
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進への取組について ・女性の管理職登用について ・仕事と育児・介護の両立支援について ・テレワークについて ・職場における各種ハラスメントの防止について ・LGBTQ（性的マイノリティ）等への対応について ・男女共同参画に関する市の施策・制度について 	

(2) 市民意識・実態調査

ア 男女の地位の平等

各分野での男女の地位の平等については、いずれの分野でも男性に比べ女性で「平等になっている」割合が低く、特に家庭生活と教育の分野で差が大きくなっています。

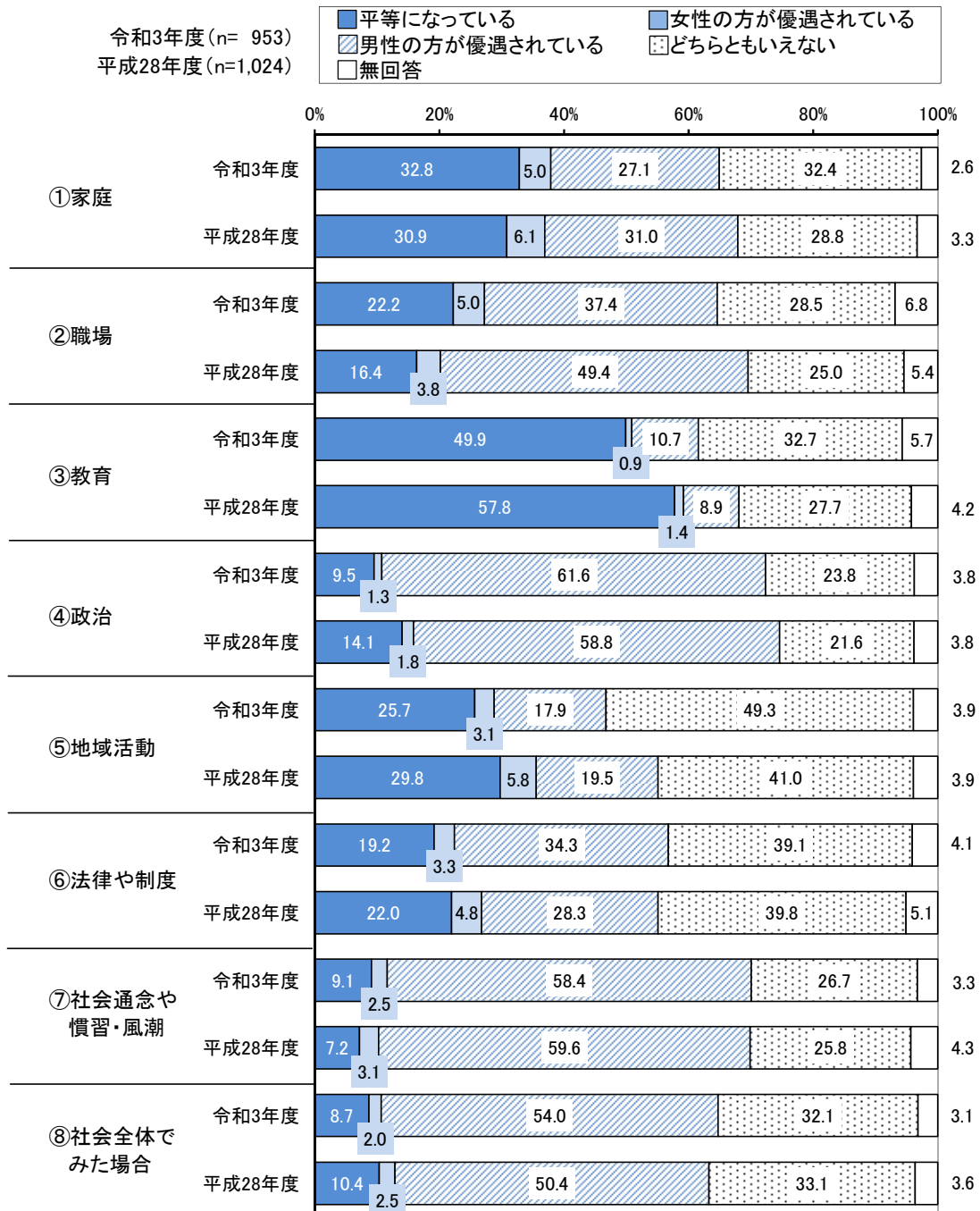
各分野の男女の地位の平等（「平等になっている」割合）【性別】



また、前回調査と比較すると、職場において「男性の方が優遇されている」が12ポイント低下し、「平等になっている」が5.8ポイント上昇しています。

一方で、政治、社会通念や慣習・風潮、社会全体で見た場合ではいずれも「男性の方が優遇されている」が5割を超えており、前回調査から変化が見られません。

各分野の男女の地位の平等【経年比較】

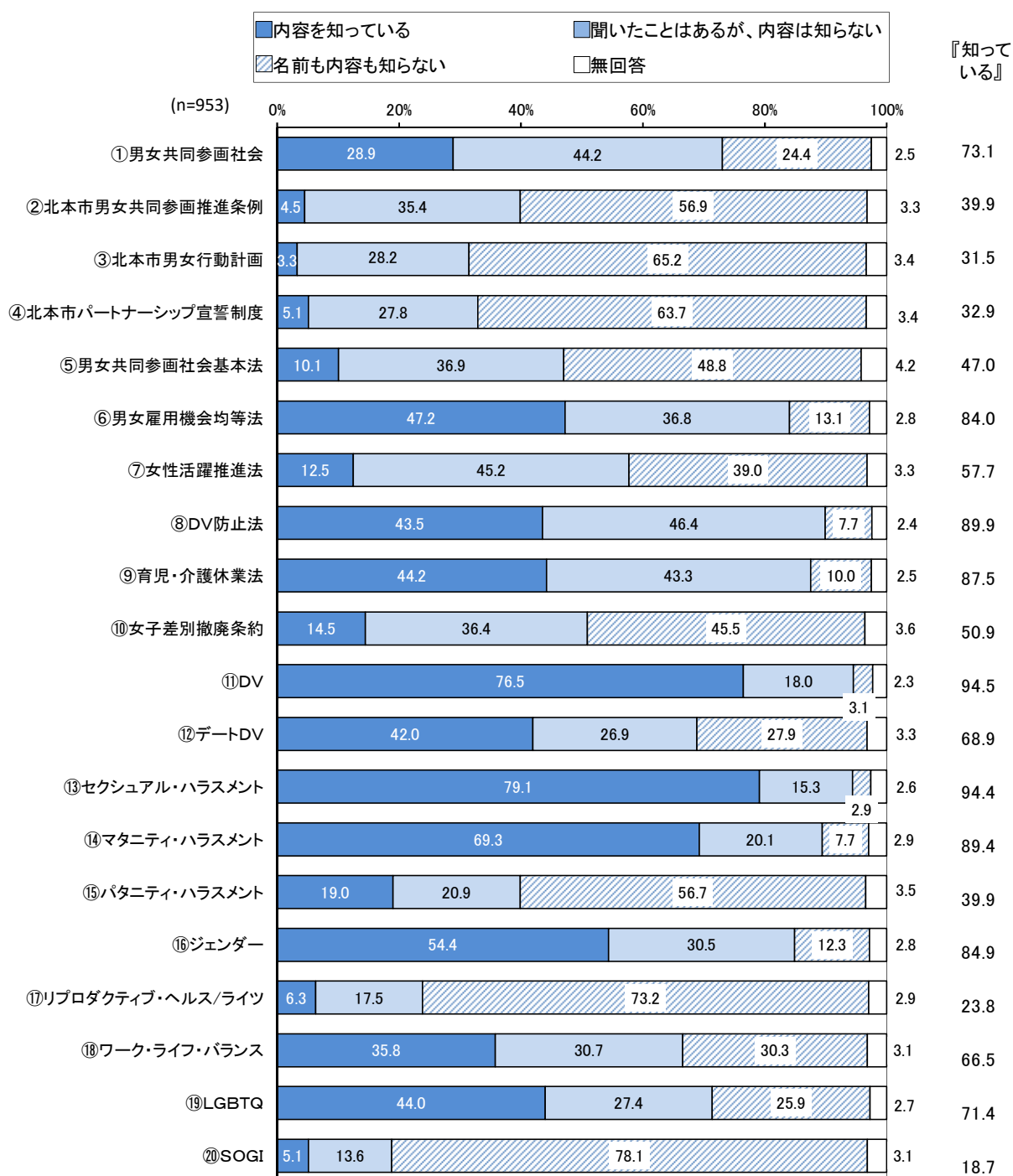


イ 男女共同参画に関する用語等の認知度

男女共同参画に関する用語等の認知度について、「内容を知っている」は、《セクシュアル・ハラスメント》や《DV》、《マタニティ・ハラスメント》などで高くなっています。

一方で、「名前も内容も知らない」は、《SOGI》や《リプロダクティブ・ヘルス/ライツ》で7割を超え高く、《北本市男女行動計画》や《北本市パートナーシップ宣誓制度》、《北本市男女共同参画条例》などの市の条例・計画・施策においても高くなっています。

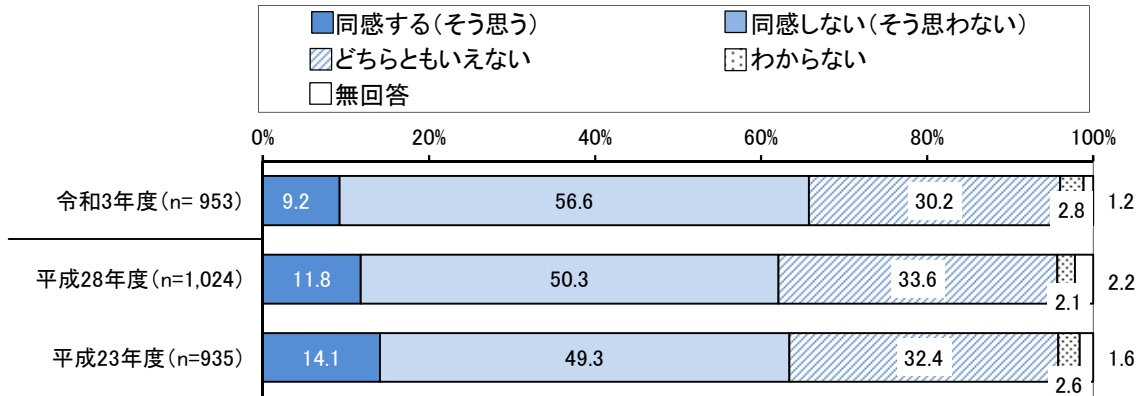
男女共同参画に関する用語等の認知度



ウ 性別による役割分担意識

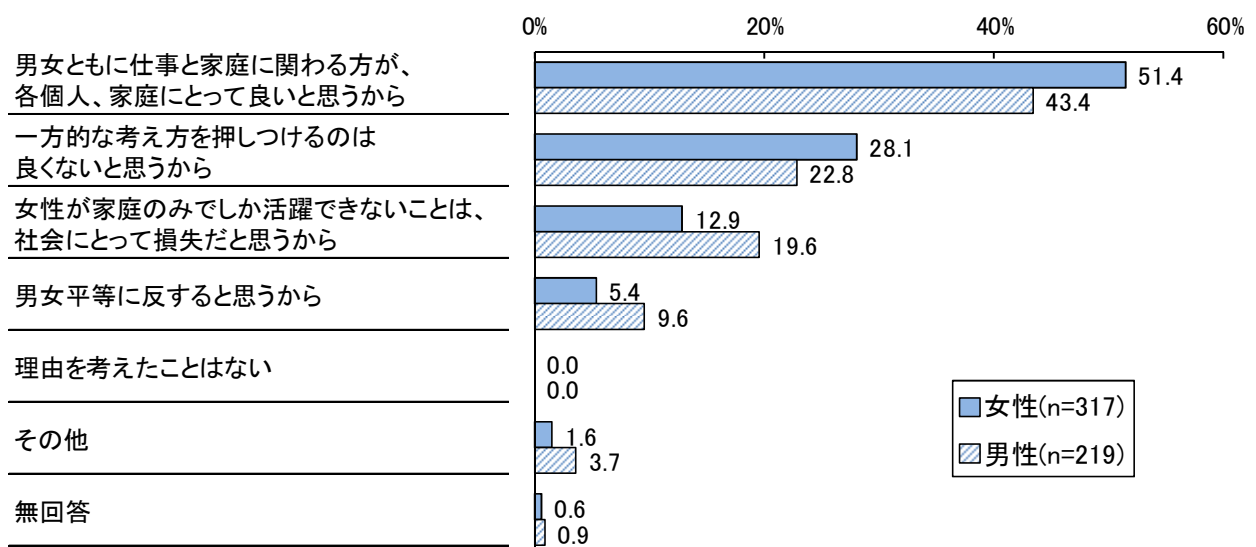
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」との回答は、平成23年度の調査に比べ約5ポイント低下しています。反対に「同感しない」との回答は、回を追うごとに上昇し、令和3年度で5割台半ばとなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【経年比較】



「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」理由を性別にみると、男女いずれも「男女ともに仕事と家庭に関わる方が、各個人、家庭にとって良いと思うから」が最も高くなっていますが、その割合は女性が男性を上回っています。反対に、「女性が家庭のみでしか活躍できないことは社会にとって損失だと思うから」は、男性が女性を上回ります。

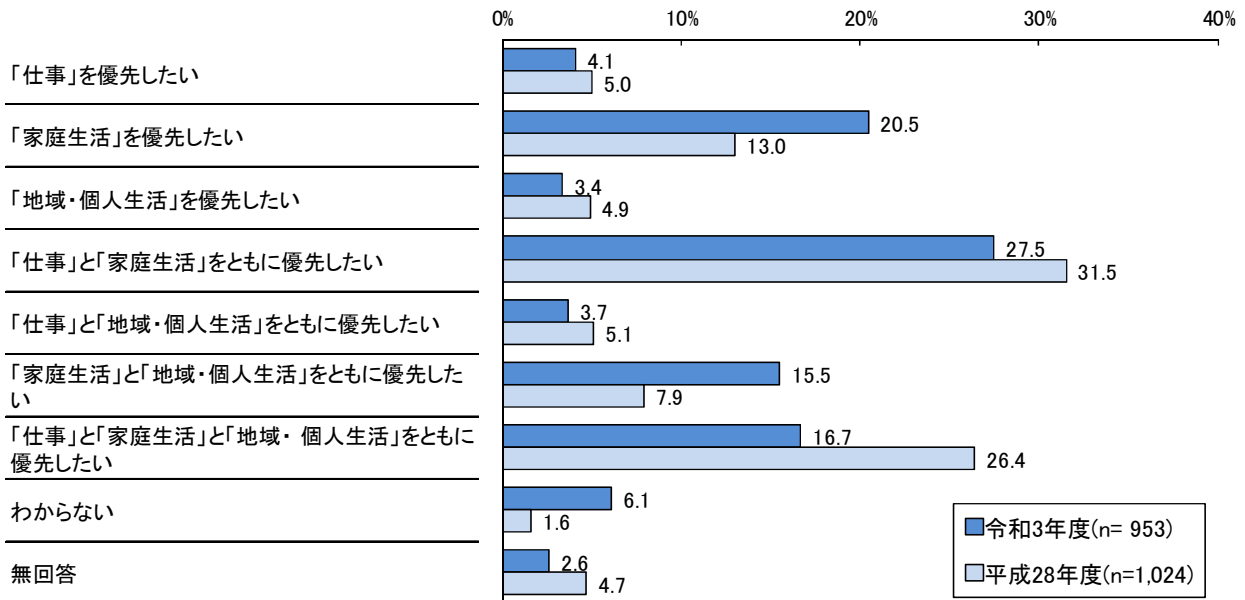
「男は仕事、女は家庭」に同感しない理由（性別）



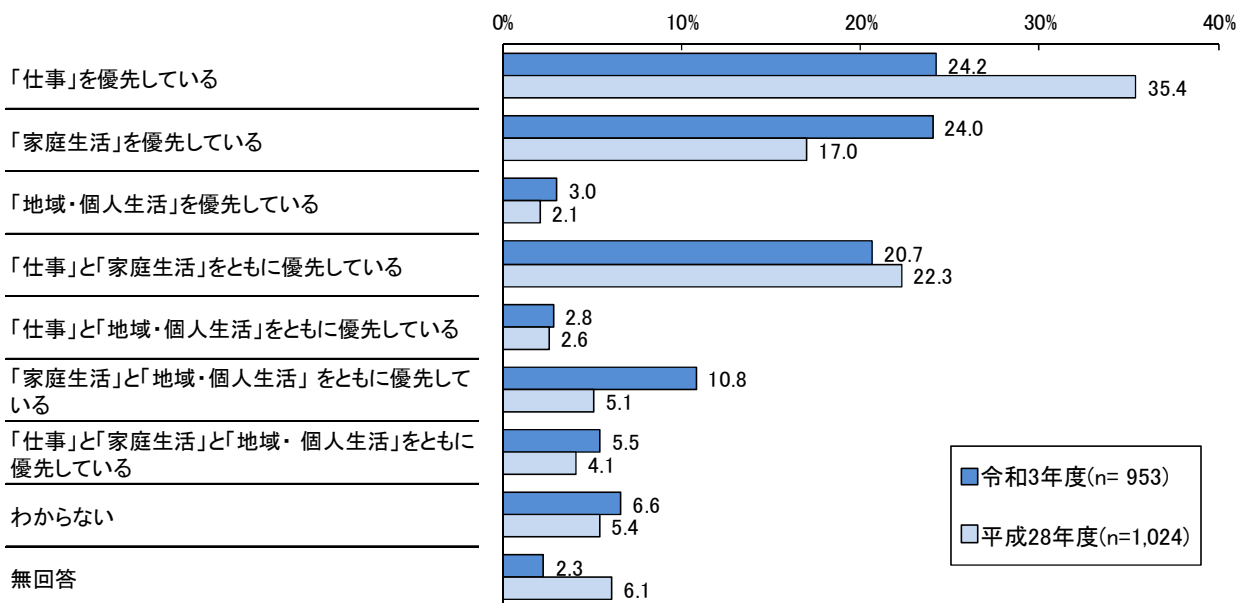
エ ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスについては、《理想》では「『家庭生活』を優先したい」、《現実》においても「『家庭生活』を優先している」がともに増加しています。また、前回調査に比べ「『仕事』を優先している」との回答は大きく減少しています。

ワーク・ライフ・バランスの《理想》【経年比較】

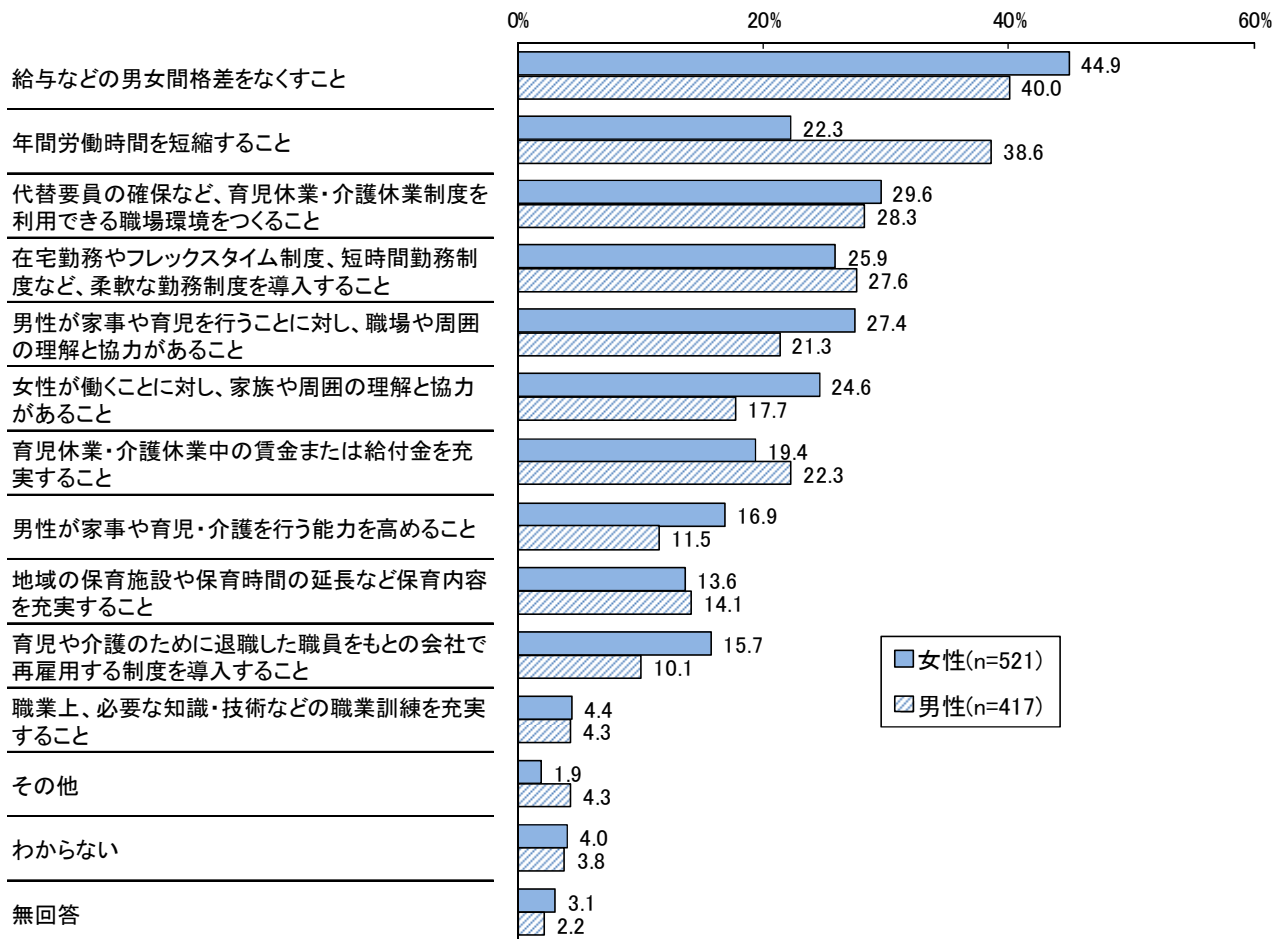


ワーク・ライフ・バランスの《現実》【経年比較】



男女がともに仕事と家庭の両立をしていくための条件については、男女ともに「給与などの男女間格差をなくすこと」が最も高くなっています。また、「年間労働時間を短縮すること」が男性で38.6%と女性を大きく上回ります。

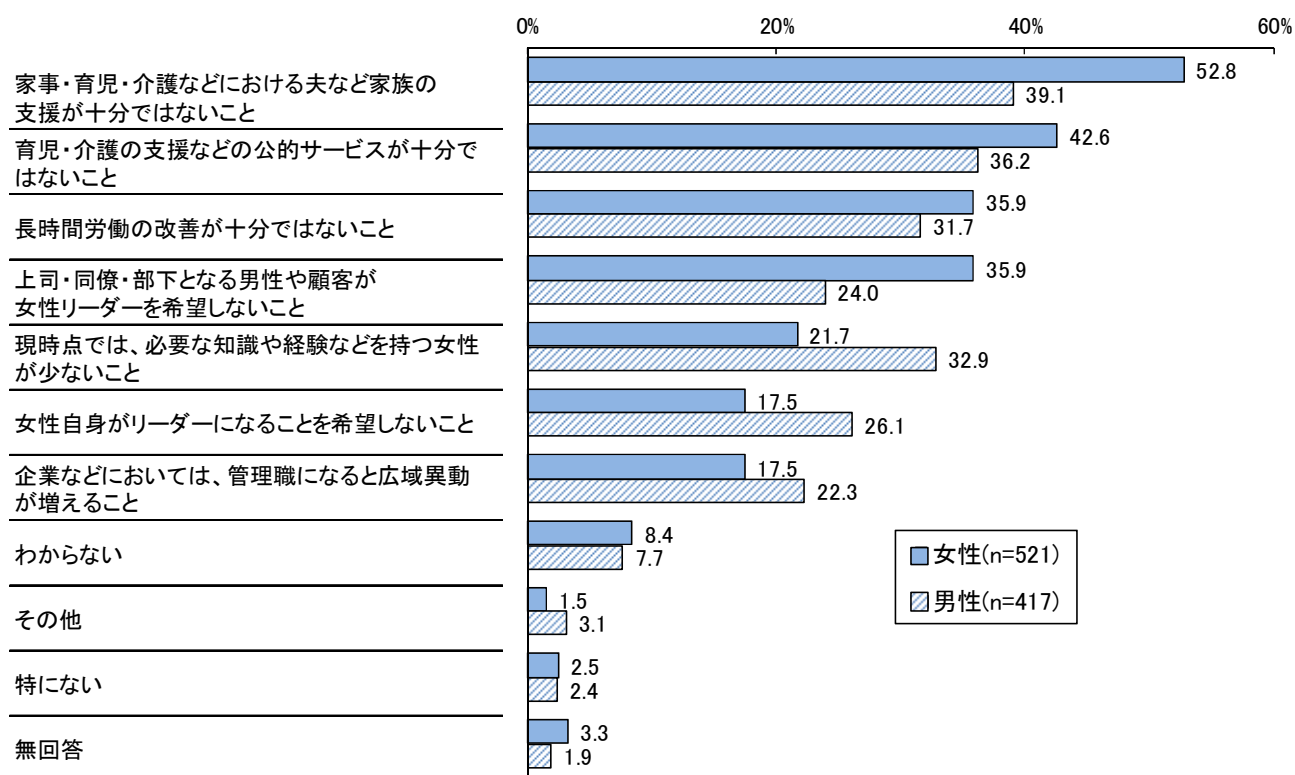
男女がともに仕事と家庭を両立するために必要な条件【性別】



オ 女性の活躍推進

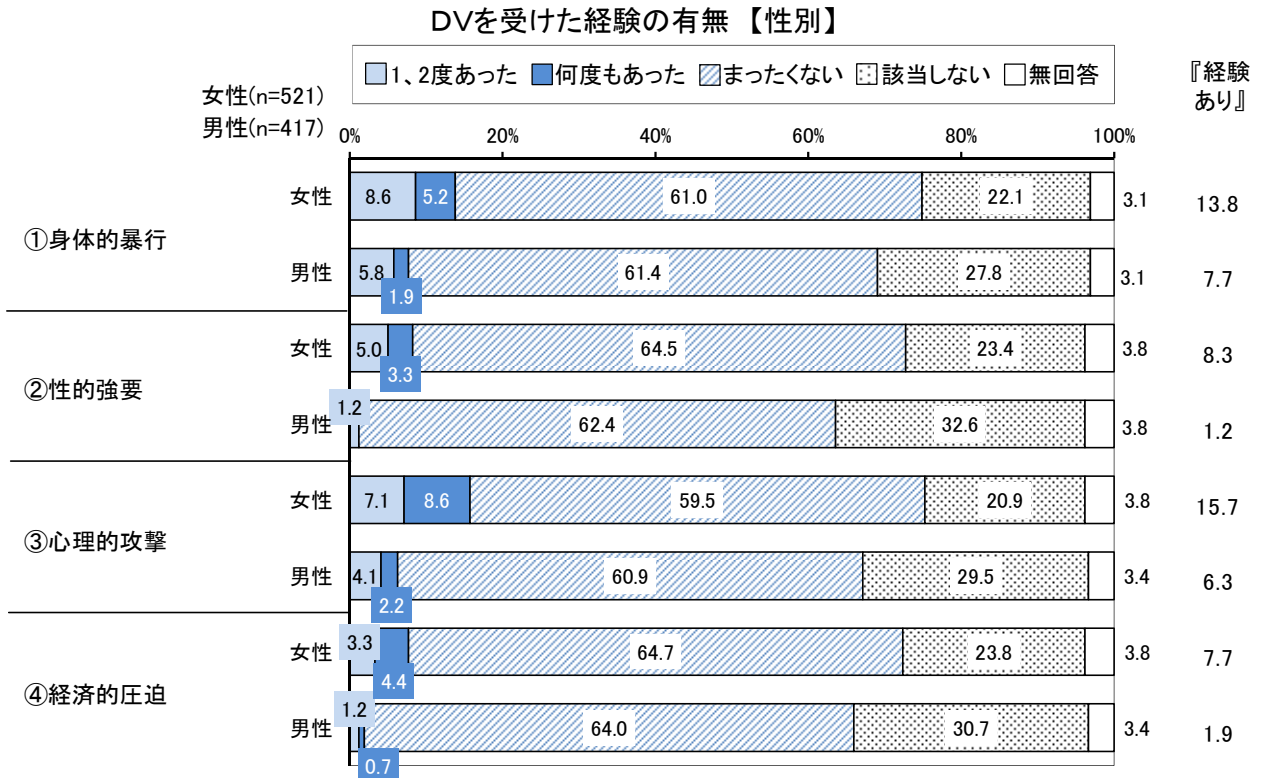
政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに障壁となるものについては、男女ともに「家事・育児・介護などにおける夫など家族の支援が十分ではないこと」が最も高く、次いで「育児・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」となっています。また、女性では男性に比べ「家事・育児・介護などにおける夫など家族の支援が十分ではないこと」「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が、男性では女性に比べ「現時点では、必要な知識や経験などを持つ女性が少ないこと」がそれぞれ高くなっています。

政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やす時に障壁となること【性別】



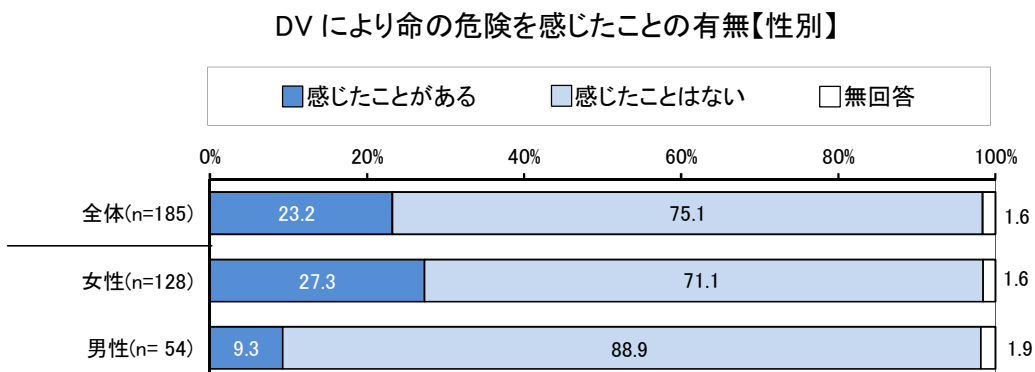
カ DV(配偶者等からの暴力)

暴力被害の経験について、『経験あり』(「1、2度あった」と「何度もあった」との合計)をみると、《身体的暴行》と《心理的攻撃》では、女性で1割を超え、男性に比べ高くなっています。その他の暴力についても、『経験あり』は女性の割合が男性を上回ります。



- ①身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行など
- ②性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど
- ③心理的攻撃：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など
- ④経済的圧迫：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害される

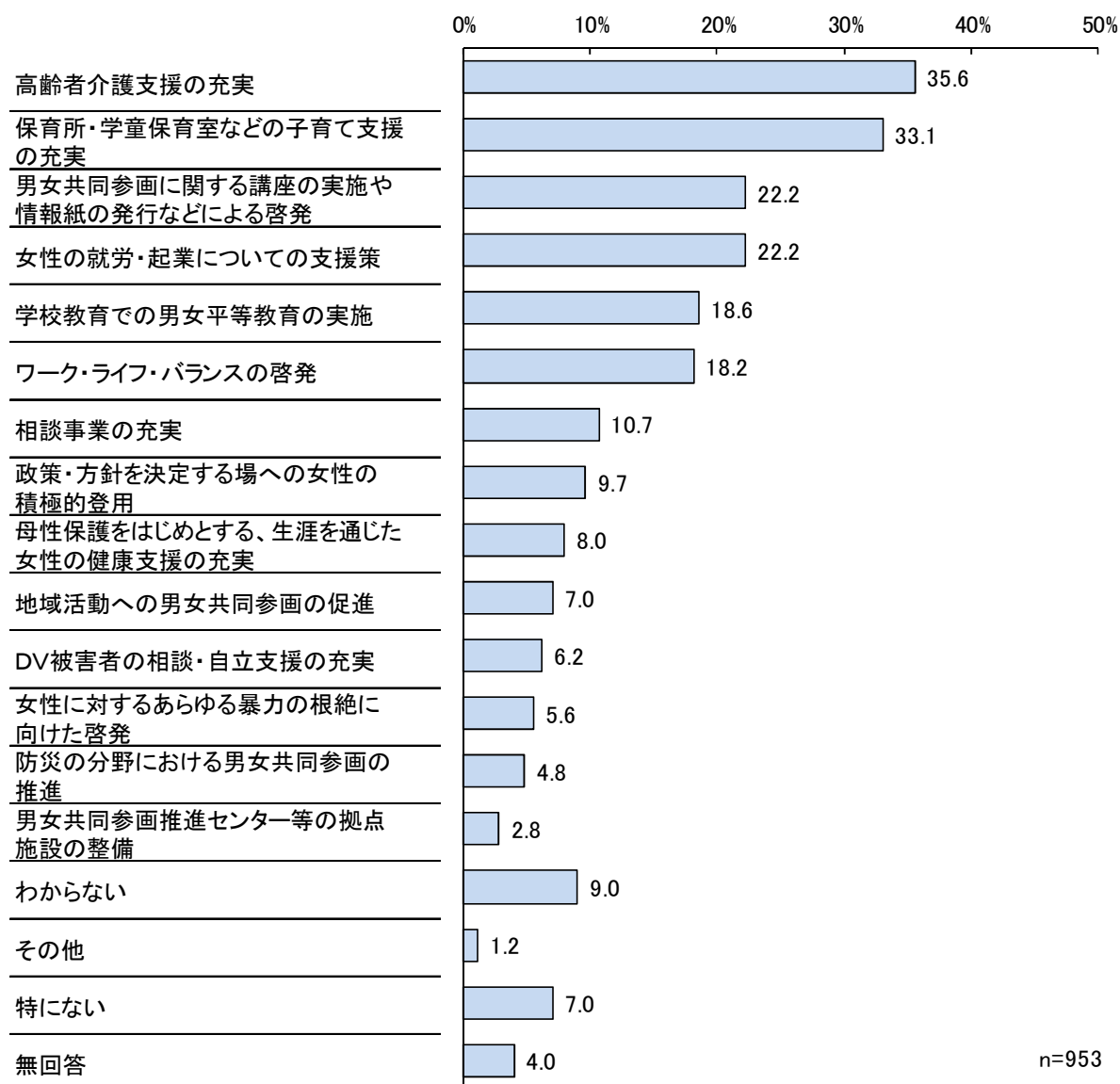
DVと考えられる行為を受けた経験のある人に、相手の行為により命の危険を感じたことがあるかをたずねたところ、性別では、「感じたことがある」は女性が27.3%に対し男性が9.3%と、女性が男性を大きく上回ります(18.0ポイント差)。



キ 男女共同参画社会の実現に向けて

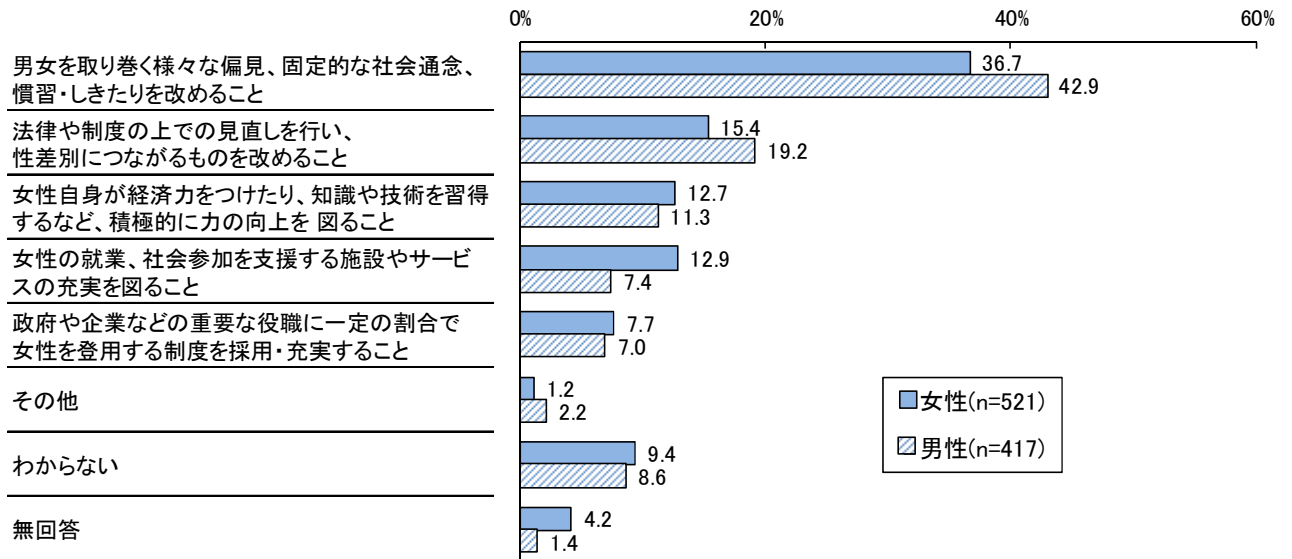
男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策については、「高齢者介護支援の充実」が最も高く、次いで「保育所・学童保育室などの子育て支援の充実」、「男女共同参画に関する講座の実施や情報誌の発行などによる啓発」と「女性の就労・起業についての支援策」などの順となっています。

男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策



男女平等のために最も重要と思うことについては、男女ともに「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

男女平等のために最も重要なこと【性別】

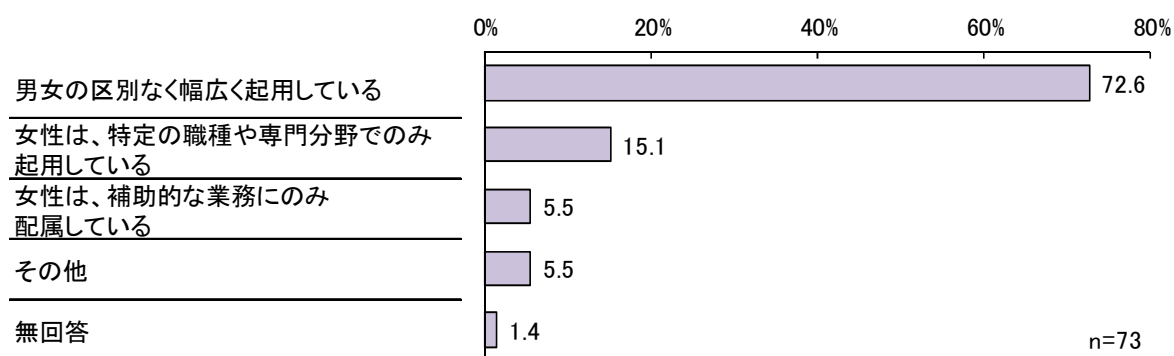


(3) 事業所アンケート調査

ア 女性の活躍推進

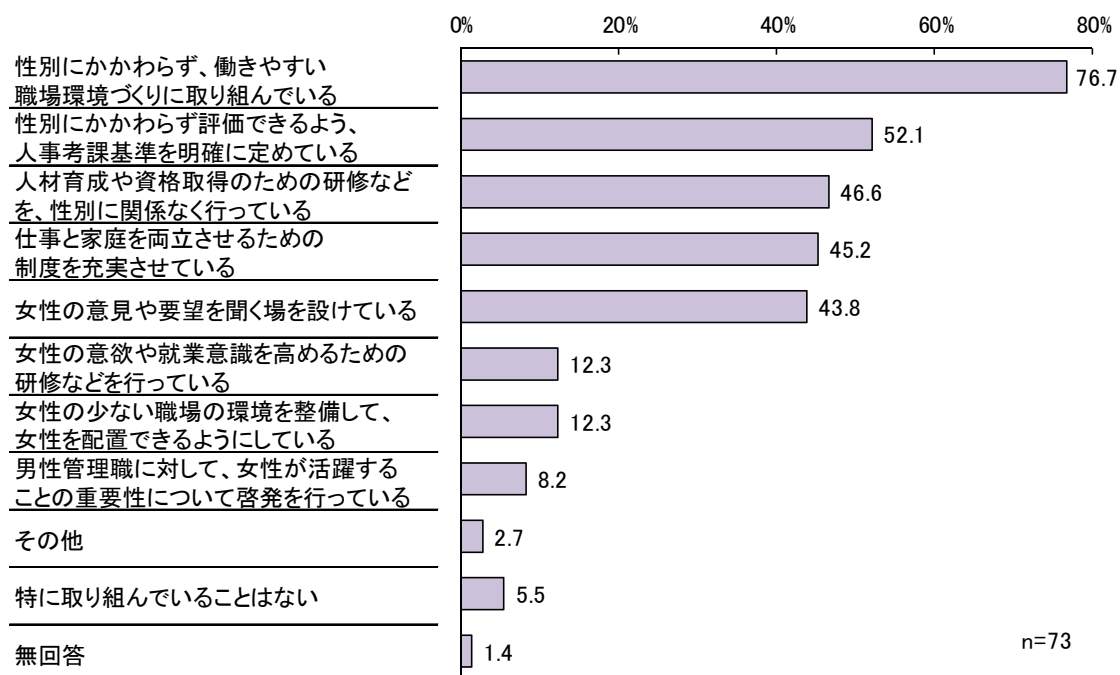
女性従業員の起用・配属について、「男女の区別なく幅広く起用している」が72.6%と最も高くなっています。

女性従業員の起用・配属について



女性の活躍推進のための取組について、「性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる」が76.7%で最も高く、次いで「性別にかかわらず評価できるよう、人事考課基準を明確に定めている」が52.1%と高くなっています。

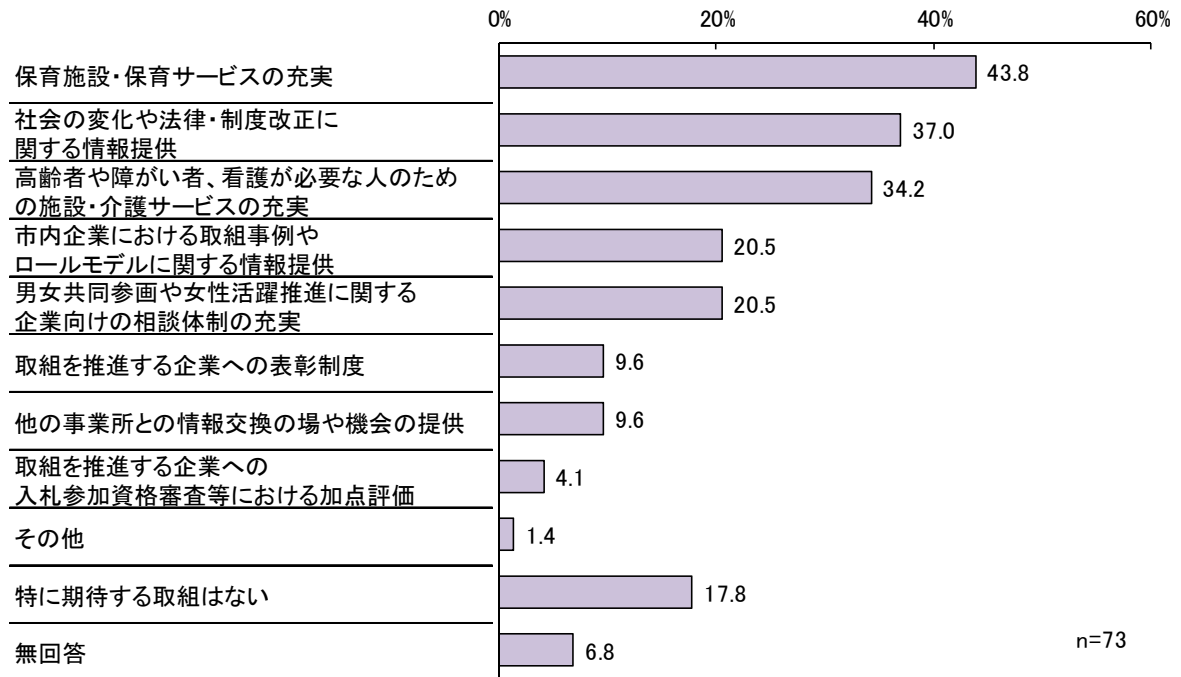
女性の活躍推進のための取組



イ 男女共同参画を推進する上で市・行政に期待する取組

事業所において男女共同参画を推進する上で市・行政に期待する取組については、「保育施設・保育サービスの充実」が最も高く、次いで「社会の変化や法律・制度改正に関する情報提供」「高齢者や障がいのある人、看護が必要な人のための施設・介護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」などの順となっています。

市・行政に期待する取組



3. 第五次計画の評価

(1) 取組の推進状況と数値目標の達成状況

第五次計画では、5つの基本目標にそれぞれ数値目標を設定し、目標の達成に向け男女共同参画に関する様々な取組を推進してきました。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりにおいては、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育及び人権意識の高揚のための事業等を実施しています。

広報紙やホームページを活用した広く一般への啓発や学校での男女平等教育や生徒への啓発、保護者を対象とした家庭学級の開催など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、人権意識の高揚を図っています。

その結果、固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は、目標達成には至っていないものの改善傾向にあります。一方で、社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合は策定当初の数値よりも減少しています。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合を増やす	18～59歳 53.8%	65%	62.2%
	60歳以上 47.5%	60%	50.2%
社会全体において男女の地位が平等になっていると回答した人の割合を増やす	18～59歳 11.4%	30%	9.0%
	60歳以上 9.2%	25%	8.5%

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり【北本市女性活躍推進計画】

男女がともに活躍できる環境づくりにおいては、女性の起業や再就職支援、男女がともに働きやすい職場環境整備、防災・防犯分野における男女共同参画の推進など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

育児休業を「取りたいが取ることはできない」男性の割合については、目標を概ね達成するなど男性自身の意識の変化が見られます。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合を40%とする目標値を定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標達成には至っていない状況です。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策や意思決定過程への女性の参画を進める必要があります。

また、防災分野において女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画において女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めており、避難所における対応職員は必ず1人女性を配置しています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、家庭や社会への参画を進めることができるよう、多様な働き方の推進をはじめとした企業への働きかけを継続して行う必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
育児休業について 「取りたいが取ることはできない」 男性の割合を減らす	16.8%	5%	5.5%
審議会等の委員における女性の割合を 増やす	31.6%	40%	25.7%

基本目標3 心豊かな生活の基盤づくり

心豊かな生活の基盤づくりにおいては、ワーク・ライフ・バランス推進のための子育て支援や介護支援、誰もが安心して暮らすためにひとり親家庭、高齢者、障がいのある人及びLGBTQへの支援、ライフステージに合わせた女性の健康づくりに関する支援等を実施しています。その一方で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認知度や性と生殖に関して生涯を通じた健康が保障されていると回答した女性の割合は、大きな変化が見られません。

仕事と家庭生活の両立支援としては、駅前保育ステーション事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、学童保育事業を実施し、就労する保護者を支援しています。勤務形態の多様化に伴う土曜又は休日保育への一定のニーズや低年齢児の保育需要の増大など新たな課題も生じています。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度については、18～59歳及び60歳以上ともに目標達成には至っていないものの増加傾向にあります。一方で、1年間に地域活動に参加した、又は参加している人の割合については、大きく減少していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大による外出や活動の自粛の影響によるものと考えられます。

少子高齢化が一層進む中で、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続き、きめ細かな取組が必要です。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式に合わせた地域活動のあり方の検討など、社会環境の大きな変化にも対応する必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の 認知度を増やす	18～59歳 37.7%	60%	47.6%
	60歳以上 17.5%	40%	22.6%
1年間に地域活動に参加した、 または参加している人の割合を増やす	18～59歳 43.2%	60%	23.1%
	60歳以上 55.5%	70%	41.0%
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の 認知度を増やす	18～59歳 5.7%	20%	8.2%
	60歳以上 2.4%	15%	4.0%
性と生殖に関して生涯を通じた健康が 保障されていると回答した 女性の割合を増やす	21.2%	40%	21.7%

基本目標4 あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶においては、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力の被害者に対する相談対応や支援等を実施しています。

近年、DV被害者の相談内容は複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多く、DV被害者支援担当課だけでは対応が難しい状況にあることから、被害者の保護や支援にあたっては庁内各課や関係機関との連携を強化しています。

「暴力は決して許されるものではない」との認識を広げ、暴力を根絶することを目指し、パネル展の開催やパープルリボンを活用した普及啓発、パープルライトアップ事業、若年層に向けたデートDVパンフレットの配布等、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

DVに関連した数値目標では、[何を言っても、長期間無視し続ける]や[交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する]、[収入や貯金を勝手に使う]などの行為が「暴力にあたると思わない」割合はいずれも減少しています。一方で、配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度については大きな変化が見られません。

今後も、DVをはじめ、各種ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動と相談しやすい体制づくりを行う必要があります。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
配偶者等からの暴力について 「暴力にあたると思わない」割合を減らす	[何を言っても、長期間 無視し続ける] 9.7%	5%	6.9%
	[交友関係や電話、メール、 郵便物等を細かく監視する] 10.7%	5%	6.9%
	[収入や貯金を勝手に使う] 10.0%	5%	6.3%
配偶者等からの暴力について 相談できる窓口の認知度を増やす	18～59歳 32.2%	70%	33.7%
	60歳以上 36.5%	70%	33.9%
配偶者等からの暴力被害を 相談した人の割合を増やす	15.2%	30%	35.1%

基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化

男女共同参画の推進体制の強化においては、計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書として取りまとめを行いました。年次報告書は、市ホームページでも公表しています。

公募の市民を含む男女共同参画審議会や庁内職員で構成する男女共同参画推進委員会においても、第五次計画の進捗状況の評価や検証を行っています。

北本市役所の男性職員の配偶者出産休暇及び育児休業取得率は、増加傾向にあります。引き続き、男性職員が育児休業等を取得しやすいよう、男女双方の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

一方で、数値目標である「北本市男女共同参画推進条例」の認知度については、これまでに機会を捉えて周知を図ってきましたが、認知度の向上には至っていません。

指標	策定当初 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和3年度)
「北本市男女共同参画推進条例」 の認知度を増やす	18～59歳 3.3%	20%	4.6%
	60歳以上 3.7%	20%	4.5%

4 課題のまとめ

(1) 男女平等や多様性を尊重する意識づくり

男女平等や男女共同参画意識の醸成は、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現の基礎となるものです。市民意識・実態調査では、固定的な性別役割分担意識については少しずつ解消の傾向が見られますが、社会通念や慣習・風潮、社会全体で見た場合では男女平等になっていないと感じる人が多くなっています。

女性も男性も性別にかかわらず、個人として尊重された生き方ができるよう、あらゆる場面において、性別による偏見や男女不平等の意識に基づいていないか、問題意識を持つ必要があります。

また、男女共同参画に関する用語や制度の認知度については、大きく向上した項目がある一方で、市の条例や計画等については認知度が低く、新たに取組を開始した「北本市パートナーシップ宣誓制度」についても認知度が低い状況にあります。

男女共同参画社会の実現は、性の多様性を含むあらゆる人権が尊重される社会の実現にもつながるものです。固定的な役割分担意識や、性のあり方や性別に関する偏見や固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向け、保育及び学校教育をはじめ幼少期から男女平等の考え方を普及するとともに、市民に分かりやすい周知や広報を行うことが重要です。

(2) あらゆる分野における参画促進

少子高齢化が進行するなかで、仕事や家庭、地域生活などあらゆる分野において、性別に関わらず、すべての人が自分の希望に沿った形で、個性や能力を発揮することは、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠となっています。

特に、政治・経済をはじめ、地域社会などあらゆる分野の政策や方針決定の場に女性の参画が進むことで、多様な視点が確保され、社会の変化に柔軟に対応できる、持続可能な社会の実現につながることを期待されます。

市民意識・実態調査では、ワーク・ライフ・バランスの現実において、家庭生活や個人、地域生活よりも、仕事を優先していると回答した人は大きく減少し、ワーク・ライフ・バランスが実現できている人は増加傾向にあることがうかがえます。一方で、男女が仕事と生活を両立するために必要な条件としては、男女双方では給与等の男女間格差をなくすこと、男性では労働時間を短縮することが多くあげられています。

テレワーク等新しい働き方の普及を追い風に、市民一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現を進めることが重要です。また、男性が家事や育児、介護等に主体的に参加するための意識づくりや長時間労働の是正など働き方の見直しを両輪に取り組むことが必要です。

(3) あらゆる暴力の根絶に向けた体制の強化

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題の一つとなっています。DVや性暴力・性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものです。

また、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの各種ハラスメントは、働く場や教育の場、地域社会など様々な場面で発生する可能性があることから、市民一人一人があらゆる暴力を許さない意識を持つことなど、暴力の根絶に向けた取組の充実が求められます。

市民意識・実態調査では、DVと考えられる行為を受けた経験のある女性の4人に1人が「命の危険を感じたことがある」と回答していることから、緊急度の高いケースが発生する可能性があることを念頭に、DVの被害について相談しやすい体制づくりのほか、国や県及び民間団体等の多様な相談窓口等の情報の周知、被害者の保護及び支援に向けた関係機関及び庁内における情報共有及び連携強化を行うことが重要です。

(4) すべての人が安全・安心に生活できる環境の整備

日本は、世界の中でも自然災害が発生しやすい国といわれ、地震をはじめ、台風に伴う洪水や土砂災害等、毎年多くの自然災害が発生しています。過去に大きな災害が発生した際には、被災者支援、避難所運営などの各段階で女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いが配慮されないといった課題が生まれました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、宿泊や飲食などの対人サービス業で雇用が大きく減少したことにより、女性が多くを占める非正規雇用の労働者やひとり親家庭の母親など、女性に対する深刻な影響が明らかになっています。これらの影響は、固定的な性別役割分担意識の残存や男女共同参画の遅れが新型コロナウイルス感染症の拡大によって一層顕在化したものと言われてしています。

自然災害や感染症の感染拡大などの非常時においては、女性のみならず、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人など社会的に不利な立場にある人の意見が反映されないことがあるため、誰もが安心して生活できるよう、様々な立場の人の意見を取り入れ、支援を推進する必要があります。

男女が互いの性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりの意識を持つことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方をより分かりやすい形で周知を図る必要があります。

防災・災害対応における男女共同参画を実現するためにも、防災に関する地域活動に女性が参加することの重要性について改めて啓発を行い、自主防災組織等地域活動への女性の参加を促すことが重要です。